

大阪府監査委員告示第22号

平成20年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年6月30日

大阪府監査委員	品川	公男
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	松浪	耕造

(通知文)

水経第1440号
平成21年5月29日

大阪府監査委員	梅本	憲史	様
同	谷口	昌隆	様
同	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、委員意見が付された事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<受託事業の執行及び公社の自立的な運営について>

1 監査対象機関

財団法人大阪府水道サービス公社

2 委員意見

公益事業の中心である受託事業をみると、各年度、各事業において当期収支差額に大幅な不均衡が見られるため、今後は収支のバランスに留意して事業を執行し、公社の自立的な運営に資するよう取り組まれない。（平成19年度）

3 措置の状況

財団法人大阪府水道サービス公社は、昨年6月に本府が策定した「大阪府財政再建プログラム案」により、法人廃止（平成20年度）の方針となりました。

同方針を踏まえ、平成 21 年 2 月 5 日の同法人理事会において、法人存続期間を平成 21 年 3 月 31 日までとする寄附行為の改正を行い、同日の到来をもって法人は解散しました。

なお、法人廃止後における本府水道部からの受託事業については、水道部において直接実施又は民間へ発注しています。